

町民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
 町民税 特別徴収

◎ 退職、転勤、休職等の異動があった場合には、翌月の10日までに提出してください。

川本町長 あて		給与支払者 (特別徴収義務者)	名称(氏名)	整理番号	※						
令和 年 月 日 提出		所在地(住所)	担当 者 (連 絡 先)	係	個人番号又は法人番号						
			氏名	特別徴収義務者指定番号							
			電話番号	- -							
給与 所得 者	個人番号	新姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由 <input type="checkbox"/> 1 転勤・転職 <input type="checkbox"/> 2 退職 <input type="checkbox"/> 3 死亡 <input type="checkbox"/> 4 休職・育休 <input type="checkbox"/> 5 長欠 <input type="checkbox"/> 6 その他 <input type="checkbox"/> A 乙欄該当 <input type="checkbox"/> B 不定期給与 <input type="checkbox"/> C 少額給与 <input type="checkbox"/> D 専従者 <input type="checkbox"/> E 短期雇用 ()	異動後の未徴収 税額の徴収方法 <input type="checkbox"/> 1 特別徴収継続 (新勤務先で徴収) <input type="checkbox"/> 2 一括徴収 <input type="checkbox"/> 3 普通徴収 (本人が納付する)	1月1日以降退職時までの給与(賞与を含む)支払額	
	フリガナ			徴収済月	徴収済額	未徴収税額				1月1日以降退職時までの控除社会 保険料額	
	氏名			月分 から	円	円	円				円
	1月1日現在住所			月分 まで	円	円	円				円
異動後住所											
	電話番号(- -)										

◎ 納税者が新しい給与支払者(特別徴収義務者)による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目も記入してください。

新しい給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒	新勤務先指定番号	左記勤務先へは月割額 _____ 円を _____ 月分 から徴収するよう連絡済です。 新規事業所の場合、新規指定番号の事前連絡の(要・否)
	名称	受給者番号	
		電話番号	

◎ 給与の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収について、次の欄に必ず記入してください。

一括 徴収 の 理 由	場合(○を付してください)	徴収予定月日	一括徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分 (月 日納期限)で納入します。
	<input type="checkbox"/> 1 異動が令和元年12月31日までで、申出があったため。 <input type="checkbox"/> 2 異動が令和2年1月1日以降で特別徴収の継続の希望がないため。	月 日	円	

※処理欄	
------	--

記載要領

1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払いを受けなくなった者がある場合に4月10日までに関係市町村長に提出してください。

2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある者が給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知のあった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3 「個人番号」欄には、これらの届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された個人番号を記載してください。

4 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明のときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

5 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄には、次の要領により記載してください。

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「特別徴収継続」にチェックしてください。

(2) 退職後令和2年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「一括徴収」にチェックしてください。

(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、「普通徴収」にチェックしてください。(注 次の①から③までの理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の希望がある場合以外は、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。)

① 異動が令和元年12月31日までで、一括徴収の希望がないため。

② 令和2年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。

③ 死亡による退職であるため。

6 「1月1日以降退職時までの給与(賞与を含む)支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額を、「1月1日以降退職時までの控除社会保険料額」の欄には、退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。

7 「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

8 「一括徴収予定額」欄には、徴収予定月日ごとの徴収予定額(退職者の申出額又は一括徴収予定額を給与若しくは退職手当等のそれぞれの額によってあん分した額)を記載してください。

9 ※印の欄は、記載しないでください。